

会 議 錄

会議の名称	平成29年度 第1回和泉市人権擁護審議会
開催日時	平成29年8月10日(木) 14:00 ~ 14:50
開催場所	和泉コミュニティセンター4階 中集会室
出席者	(14名出席、2名欠席) 森会長、森副会長、薦袋委員、権田委員、椎場委員、竹中委員、葛城委員、一井委員、深阪委員、藤野委員、門林委員、駒澤委員、寺西委員、中島委員 事務局 総務部長 山本 人権・男女参画室長兼人権国際担当課長 山野 人権・男女参画室総括主幹 奥野 人権・男女参画室主任 堀野 株名豊 糸魚川
会議の議題	「和泉市人権教育・啓発推進計画」素案について
会議の要旨	(会議次第) 1. 開会 2. 会長挨拶 3. 案件 (1) 「和泉市人権教育・啓発推進計画」素案について (2) 今後のスケジュールについて (3) その他 4. 閉会
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
その他の必要事項	・会議の形式:公開 ・傍聴人:0人 ・議事録の公開:有り

	審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)
事務局	<p><開会> <会長挨拶> <資料確認></p> <p>(1) 「和泉市人権教育・啓発推進計画」素案について</p> <p>人権教育・啓発のとりくみについては、すべての人が互いに尊重しあい、安心して生きていくための重要な取り組みであるとして、平成6年に国連総会で「人権教育のための国連10年」が決議されたのを皮切りに、世界的に人権教育への施策が進められてきました。</p> <p>国内においても、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体の責務がうたわれています。</p> <p>和泉市においても、このような動きにあわせて平成11年に「人権教育のための国連和泉市行動計画」を策定、平成19年には「和泉市人権教育のための新計画」を策定し、様々な人権課題の解消にむけて取り組んできました。</p> <p>昨年度は、16歳以上の市民2000人に「人権問題に関する市民アンケート調査」を実施し、この審議会でも結果を報告し、現在は市のHPでも公表しています。</p> <p>今年度は、そのアンケート調査の結果をふまえて、今後10年間を見据えた計画的・発展的な人権教育・啓発の指針として、「和泉市人権教育・啓発推進計画」を策定していきたいと考えています。</p> <p>本日は、その計画書の素案について、ご審議をお願いします。</p> <p>素案の内容について、コンサル会社から詳細をご説明いただきます。</p>
コンサルタント	(説明)
会長	ただいまの説明についてご質問等ございませんか。
委員	障がい者団体連絡協議会の代表です。事前に資料についてはすべて目を通しました。今回の資料は人権教育・啓発推進計画ということですが、私たち障がい者団体でも第4次障がい者計画というものがあります。すでに第4次で、こちらも平成38年までということです。資料の中身に目を通していちばん感じたことですが、計画が平成28年から平成38年ということで計画はわかるのですが、計画に基づいて行動実施というのはいつから行われるのでしょうか。また具体策が見えてきません。私たちの第4次障がい者計画でもこの28日に陳情項目を出させていただきました。次の第5次障がい者計画に至るまで、市としてこの計画をどのように実施していくのかという具体策が見えてきません。この資料においてもそうなのですが、教育に関しては教科書問題で、子どもたちに正確な歴史を教えていかなければいけないということもあると思います。そういう教科書問題に関してはどうしていくのか、障がい者問題に対してはどのような具体策をどのように市としてとっていくのでしょうか。これは平成38年の推進計画が終わってから具体的に行動をしていくのでしょうか。それとも同時に平成38年までに、随時毎年行動を具体的に示して実施していくのでしょうか。その辺が見えてきません。方向性を知りたいです。
事務局	ただいまのご質問ですが、この計画は平成38年度を過ぎてからではなく、今回答申いただき和泉市の計画として策定した曉には、そのときからこの計画に基づいて進めていきます。各小中学校の人権教育・啓発というものはすでに進めておりますので、そういうことも含めてこの計画に沿って、今後さらに発展させるためにこの計画を策定するものあります。実際に我々の男女参画室の中でも人権啓発事業はいろいろと行っております。それも含め、この計画に落とし込んで行っています。

委員	今後この計画で委員会を開く上で、昨年はこのように具体的に取り組みを行ってきましたということは示されるのですか。
事務局	今回、この審議会で答申をいただき、それを市の計画としてまとめ上げまして市の計画として日々の市行政の運営の中で生かしていきます。毎年こういった会議を開き、みなさま方に進捗状況を管理していただくということまでは今のところ考えておりません。先ほど進捗の管理というところで申し上げたように、総合計画で毎年市民意識調査を行っております。そこで一定の理解が進んでいるのか、また進んでいないのかそういったことを一つの判断基準として、今後さらに力を入れていかないといけない部分などいろいろなことを検討しながら、それぞれの年度にわたって府内の推進会議の中で今年度の取り組み課題ということで議論しながら進めていきたいと考えております。
委員	数値目標が12ページに載っています。数字的な目標というのはこれだけでよいですか。細かく計画が載っている中で、数値目標がこの1項目というのは理解できません。課題として9つあるのであれば、各課題に対して数値目標が必要だと思います。
事務局	課題の数だけ到達点が必要ではないかというご指摘でございます。本来であればそうするべきだと思いますが、この教育啓発の計画の中でそれぞれ個別課題、各論での課題設定というところで到達度を検証する材料が乏しいところでございます。それを入れるというところまで今回の計画では考えておりません。大きく和泉市の人権意識を高めていく大きな課題ということで一つに取りまとめさせていただきました。各論はほっておくということではなく、府内で推進会議がございますし、課長補佐級の担当者の会議もございますので、そういったところで年次ごとにしっかりとこの計画を踏まえて事業を推進していただくということを確認しながら進めてまいりたいと思っております。
委員	9つの課題がありそれぞれいろいろなことに取り組んでいかれると思いますが、その一つひとつ取り組んだことが果たして効果があったかどうかというのは、数字じゃないとわからないと思います。意識調査が上ったということであっても、どの施策で効果があったかということを検討していくべきだと思います。
事務局	府内の推進本部と推進会議、その中の事務局会議の課長補佐級の会議で、そのあたり点検しながら、ご注意いただきました点も確認しながら進めていきたいと思います。
会長	ありがとうございます。ほかにはございませんか。
委員	4点、意見と質問があります。 一つは同和問題についてです。昨年、部落差別解消推進法という法律ができました。「部落」という文言が初めて法律に刻まれました。今まで「同和問題」という形で行政も古称で読んでいたものが、国が「部落差別」という文言を入れました。「同和問題」ではなく「部落問題」という形でもよいのではないかと思います。 同和差別とは言いません。部落差別という呼び方でこの中の文章にも「部落差別」と載っています。古称の文言については、大阪府がどうするのかも決めていませんので、和泉市だけで変えることはできないかもしれません、検討していただければと思います。 もう一つは、「取組の方向性」でほとんどが相談について入っているのですが、同和問題については入っていません。できたら人権侵害にあわれた方の相談体制についても入れていただきたいと思います。 また、「外国人」問題のところで気になるのが、在日コリアン、韓国、朝鮮人の方々の人権の問題が抜けています。この文章の中では、ニューカマーの新しく入ってきた外国人の人権というように捉えています。「外国人」という括りで一つにまとめられないと思います。在日コリアンの方と一緒にということではなく、歴史的な経過も違います。

	<p>この辺をどのように位置づけるのかということは必要かと思います。また全体に関わることですが、当事者団体やNPOとの連携ということが必要だと思います。一つひとつの項目に入れると同じような文言になてしまふので、前の3つの柱に入れるか、最後の「関係団体との連携・推進体制」のところでこの中に含まれているのだとは思いますが、できれば「NPO」「当事者団体」という文言を入れていただけば具体的でよいと思います。</p>
事務局	<p>第4章の表記につきましては、今現在法務局その他におきましても今のところこの表現で進んでおります。大阪府や国の状況もまだ十分に把握していませんが、今のところこの表現だと判断しております。その辺りは見極めながらやっていきたいと考えております。</p> <p>また、相談事業については（4）のところで入れるようにします。</p> <p>在日コリアンのオールドカマーとニューカマーの表現の問題ということですが、この辺りは一度検討してその中に表現できるように取り組みたいと思います。</p>
会長	<p>ほかにご質問等ございませんか。 それでは次の案件に移ります。</p>
	<p>（2）今後のスケジュールについて</p>
事務局	<p>案件（2）今後のスケジュールですが、次回の審議会は9月8日を予定しており、決まり次第ご通知させていただきます。</p> <p>次回の審議会では、今日いただいたご意見により修正したものをもとに、審議していただき、もしご意見がまとまりそあれば、計画書案を審議会の答申としていただく準備にうつりたいと考えています。次回答申のとりまとめまで進まなかつた場合は、第3回目の審議会を9月末頃に予定しています。答申が出た後には、10月または11月にパブコメで市民のみなさまのご意見を募集し、12月頃、和泉市の人権擁護施策推進本部で最終的な審議をする予定です。委員の皆様におかれましてはお忙しいとは存じますが、ご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。 ないようですので、次に移ります。</p>
	<p>（3）その他</p>
会長	<p>（3）その他について、委員のみなさまから何かございませんか。 本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>委員のみなさま、ご審議誠にありがとうございました。これをもちまして議事を終わらせていただきます。</p> <p>司会進行を事務局にお返しいたします。</p>
事務局	<p>議事進行ありがとうございました。委員のみなさまには長時間にわたりありがとうございました。</p> <p>それではこれをもちまして、平成29年度第1回和泉市人権擁護審議会を終了させていただきます。</p>